海外出張報告

CEPE(COMPUTER ETHICS PHILOSOPHICAL ENQUIRY 2000)参加報告

表記の国際会議は、2000 年 7 月 14・15・16 日の 3 日に亘って、アメリカのダートマス大学において開催された。当プロジェクトからは、水谷雅彦・江口聡・板井孝一郎(京大拠点)、土屋俊(千葉大拠点)、越智貢・坪井雅史(広大拠点)の6名が参加し討論を行った。また、水谷・越智両氏による報告もそれぞれ行われた。

本会議は、主に哲学・倫理学を専門とする欧米の情報倫理学研究者によって、1年半に一度開催される国際会議である。前回ロンドンで行われた際も、当プロジェクトのメンバー6名が参加している。本会議での発表題目等は、下記の URL で参照できるが、「秘密と監視」「コンピュータ利用とコンピュータ倫理教育」「アイデンティティーとサイバースペース」「プライヴァシー」「コンピュータ利用と責任」など多岐にわたる報告やパネル・ディスカッションが行われた。

また、この会議の主要なメンバーとの会談で、2001 年 2 月に広島で行われた「情報倫理の構築」プロジェクト第 2 回国際ワークショップの開催に向けての打ち合わせ、招待の申し入れなどが行われた。さらに、本会議を基に同年、情報倫理学の新たな国際学会(International Society for Ethics and Information: INSEIT)が立ち上げられたが、本会議中も行われたその設立準備でも、当プロジェクトのコアメンバーが貢献している。

CEPE2000 URL: http://www.dartmouth.edu/~phil/events/CEPE2000.html

(広島大学文学研究科リサーチアソシエイト 坪井雅史)

KnowRight 2000/InfoEthics Europe 2000 プログラムおよび参加報告

平成 12 年 9 月 27 日 - 29 日、Eschenbach Palais, Vienna, Austria Wednesday September 27, 2000 09:15 - 12.10 学会前ワークショップ: 言語資料の著作権

- •術語・特殊目的言語データの著作権 (C. Galinski, Termnet, Austria)
- •デジタル文書からの術語・語法知識の自動抽出の法的側面 (G. Heyer, Leipzig, Germany)
- •CDS/ISIS のテキストフィールドの著作権管理(H. Rybinski, Warsaw, Poland)
- •言語資料サーバ評価の人間本位基準(J. Kirakowski) キャンセル

14:00 - 15:30 Session 1: 開会講演

• Marshall Conley, Carolyn Watters and Michael Shepherd(Canada) インターネットコンテントの制御メカニズム

16:00 - 17:30 Session 2: 知的所有権の法的側面

- Assafa Endeshaw (Nanyan, Singapore): 知的資本の法的側面
- Viveca Still (Helsinki, Finland): ネットワーク世界における著作権- 自由な情報の流れの障害か?
- Erich Schweighofer (Wien, Austria): ドメイン名紛争調停の ICANN 規則

Thursday September 28, 2000

09:00 - 10:30 Session 3: 知的所有権保護:技術的解決策

• Jana Dittmann and Martin Steinebach: 安全な MIDI 電子流通(e コマース)の枠組

- Jennifer Aduwo: ネットセキュリティケーススタディーウガンダ
- •Klaus Brunnstein: 権利保護システム、ポルノコンテント保護 (差し替え:インターネットの非安全性:制御不能)
- 11:00 12:30 Session 4: 知識・言語学・教育における知的所有権
 - •Barbro Wigell-Ryynanen: 知識と理解のためのネットワーク創造
 - •Alan Story: HECA の問題点:イギリス高等教育著作権運用
 - •Christian Galinski: 術語データの著作権
- 14:00 15:30 Session 5: 脅威とサイバー犯罪
 - •Mirjana and Ratimir Drakulic: ユーゴスラビアサイバースペースの違法・有害コンテント
 - Andrew Storey: サイバー犯罪と進行中の現象
 - •P.P. Sint: デスクトップオープンインタフェースのためのオープンソースソフトウェア

16:00 - 17:30 Session 6:

インターネットを統御するのは誰か?パネルディスカッション (司会: Erich Schweighofer) 基調論文

- Jacques Berleur: 倫理とインターネット政府
- Giampiero Giacomell: 「ビッグブラザー」は誰か?各国政府とインターネット 制御問題

Friday September 29, 2000

09:00 - 10:30 Session 7: 倫理的問題・プロジェクト

- •Dagmar Brechlerova: 教育と情報倫理
- Ina Wagner: 市民権と情報技術
- •Vladimir Gritcenko and Anatoliy Anisimov: 情報の安全性: 階層構造とフィードバック
- •Valeriy Shapstev and Boris Laptyev: 情報環境-至上目的 キャンセル

11:00 - 12:30 Session 8: パネルディスカッション: 「情報社会」における人間の尊厳の保護 (司会: Victor Montviloff) InfoEthics 2000 への提言

KnowRight 2000 (主催: Oesterreichische Computer Gesselschaft、後援: UNESCO, Council of European Professional Informatics Socities, Internaitonal Federation for Information Processing, Society for Information Technology at Austrian Electrotechnical Association)は 1995 年・1998 年に引き続く三度目の開催が、パリで 11 月に行われる予定の InfoEthics 2000 予備会議と合同で平成 12 年 9 月 27 日から 29 日までウィーンで行われた。KnowRight は情報所有権・知的所有権・新技術をテーマとする一方、InfoEthics は情報社会におけるネット法・ネット倫理・情報の自由交流を主眼とする。

学会前ワークショップ「言語資料の著作権」では用語法インフラ・知識伝達・コンテントに関するの問題点が検討された。初めの二つの発表は、テキストデータベース・コーパス構築の観点から見た知的所有権保護の問題点を指摘するものだった。第三発表はウェブベースでの知識データベースでの設計・運用における問題解決例として ISIS をとりあげ、テキストフィールドの所有者認証技術を報告した。テキストデータベースからより広義の知識データベースへの推移が見られる現在、前半取り上げられた問題を解決する単純かつ低コストの ISIS のようなシステムの存在は、意義深いものである。このタイプのシステムでは解決できていない更なる問題点としては、課金問題・利用者同定問題が挙げられた。

本会議で興味深かった提議を伴う講演は、現在有効な有害コンテント制御がないことを指摘す

る Conley らカナダグループの「インターネットコンテントの制御メカニズム」、セキュリティの不安定さが公開されていないことを指摘する Brunnstein の「インターネットの非安全性:制御不能」、学術情報参照システムと商業目的の出版物としての著作権保護との不整合を衝く Story の「HECA の問題点」であった。

技術的・法的問題点の指摘では、MIDI データの著作権と商取引問題、およびオンラインギャンブルのコントロール問題が討議された。また、歴史的概説では、DNS 紛争とオープンソースに関して発表がなされた。

一方、各国からの現状報告では、ウガンダ・ユーゴスラビアにおける違法目的使用問題が語られ、国内法の未整備が指摘された。またチェコの初等・中等学校における情報倫理教育の問題点が指摘され、解決策として児童生徒向け TV・雑誌プログラムによる倫理教育のほか、教員のトレーニングプログラム、警察による違法使用のリストアップなどがあげられた。全般に、情報教育・違法使用に関しては、各国とも程度の差はあれ類似の問題をかかえていることが推察できる。

討議全体を通して、11 月のパリ会議に向けた提言が採択された。概して G8 沖縄宣言と共通する部分が多く、特定のグループ(国家など)に偏らないインターネット政府の構築、デジタルデバイドの防止、情報弱者の救済、南北問題などがあげられた。

全体に、多様な背景を持つ参加者が集まったため、問題点もアプローチも多岐にわたり、見本市の様相を示していた。ウィーンという場所柄か、旧ソビエト・東欧圏からの参加者が多かった。このような各国の参加者は、それぞれの知的所有権標準化機構に部局長級で所属する場合が多く、とくに日本の知的所有権標準化機構との連携がしばしば語られた。また、インターネットという枠組自体が北米的価値体系を前提としたものであるとの指摘があった。たとえば情報制御技術では、情報のフィルタリングが政治的意味合いを持つ。有害情報を受けないようにする際、エンドユーザに選択を任せるか、または、トップダウンでトラフィック自体を制御するか、の二つの方針が可能だが、情報の自由を前提とする民主主義的枠組では前者の方向のみが考えられているのに対し、東欧圏では後者も選択肢に入っているようだ。

情報倫理の立場からみて今後可能な課題としては、(1)表現の自由とコンテント管理、(2)多文化/言語アーキテクチャ(コーパスなど)の構築可能性と問題点指摘、(3)ビジネス倫理(管理者・ユーザ教育など)(4)インターネット政府問題が考えられよう。とりわけコンテント管理に関する貢献は、技術開発者および市場からの要望がますます高まると推測される。

(日本学術振興会特別研究員 村上祐子)

Privacy2000 参加報告

10/31、11/1 の両日、米国オハイオ州の州都、コロンバスのアダムズ・マークホテルにおいて Privacy2000 が開催された。

Privacy2000 は、プライバシーの保護に関して、企業や政府、消費者団体やプライバシー擁護 団体といった立場からの様々な議論を報告し、対話を行なうという趣旨で行なわれた。

カンファレンス冒頭のキーノートスピーチは、かつてオハイオ州立大学の法学教授であり、この時はクリントン政権においてプライバシーに関する主任顧問を務めていた Peter Swire によって行なわれた。 キーノートスピーチにおいて主にとりあげられたのは、電子商取引における個人情報保護、中でも Safe Harbor 協定と P3P が主要なテーマであったように思われる。

2000 年 11 月 1 日 (このスピーチの翌日) より施行される Safe Harbor 協定は、1998 年 10 月 より EU が施行した包括的で厳格なプライバシー保護法と、法規制や自主規制をとりまぜた米国の緩やかなプライバシー保護方針との間の齟齬を埋め、相互に個人情報を流通させるために制定

された枠組みである。これにより、米国の企業は、EU の法に従いながらビジネスを行なうのがより容易になるという。 また、この週の早いうちに、この協定に従うためのプロセスを概説する Web サイト(http://www.export.gov/safeharbor/)を商務省がたちあげるとのことであった。

これに対し会場では、「プライバシーの権利に関して米国企業の基準がヨーロッパの法よりも厳しい場合には、ヨーロッパの法と同等の権利を与えるわけにはいかない場合もあり、扱いが難しくなってしまう」「企業は業務の手間や情報システムへの要求が増えるようなことはしたがらないかもしれない。」「ヨーロッパ当局がヨーロッパの違反企業に対しても彼ら自身のプライバシー保護法を守らせる意思があることを最初に示すのが重要だ。公平であることが認識されれば、米国の企業が Safe Harbor 協定に従うための動機になるだろう。」といった意見が出された。

P3P(Platform for Privacy Preferences)に関しては、個人が自らのプライバシー情報を容易に保護できる技術として、今後利用が高まっていくだろうとの見通しが語られた。これは、各企業が自分のWebサイトにプライバシーポリシーを所定の書式で記述しておき、利用者は専用のソフトウェアでそのポリシーを読み取ることによって、容易にプライバシーポリシーの高低を判断できるようにするというものである。このP3Pの運用に際して問題のある企業に対しては、FTC(連邦取引委員会)が取締まることになるという。これに関連して、何らかの立法の必要性も示唆された。

本カンファレンスは、プライバシー情報を扱うにあたっての実践的な面にも重点が置かれていた。(末尾に付したパネル・ワークショップのテーマを参照) たとえば、午前中の Panel B では、顧客のプライバシー保護のための新しいビジネスと消費者向けのツールについて議論された。

プライバシー保護ツールとしては、まず、プライバシーを保護するためにすべてのデータのやりとりを提供したソフトウェア経由で行なうことによって利用者の IP アドレスやクレジットカード情報などといった個人情報を保護するという、特許出願中のシステムが紹介された。

World Wide Web Consortium (W3C) の制定した P3P(Platform for Privacy Preferences)を利用したツールも紹介された。P3P は、Web サイトのコンテンツプロバイダーの側でプライバシーポリシーを用意し、それを P3P フォーマットに変換したものを Web サイトに設置し、利用者の側では、それを自動的に読み取って必要に応じて警告を出すというシステムである。発表ではInternet Explorer 用のものが紹介されていたが、初期設定を行なっておくことによって、利用者自身が許容できるセキュリティポリシーを設定できるようになっており、通常のブラウズ時に、許容できないセキュリティポリシーを持つ Web サイトが検出された場合に警告がでるようになっていた。また、現状では、ブラウザに対するプラグインという形が主流だが、次期 Windowsには対応機能が搭載予定であることから、今後のデファクト・スタンダードになっていくとされており、今後、企業は P3P を利用してプライバシーポリシーを明確にしていくことが重要であるとの議論がなされていた。

その他にも、XML を利用したものや、アノニマイザー、各種サードパーティによる証明システムなど、様々なものが紹介された。

なお、こうしたツールは、協賛企業によるブースにも出展され、実演デモなども行なわれていた。

午後の Workshop 4 では、セキュリティのための新しい技術とアプリケーション、ということで議論がなされていた。とはいえ、目新しい技術に関する話題というよりはむしろ、セキュリテ

ィ問題の現状についての意識の低さと、既存の技術をもっとよく知るべきであるといった議論が 多く、部分的には上述の Panel B とも重なるものもあった。

二日目は半日のワークショップであった。初日に議論されたプライバシーに関する様々な論点をまとめつつ、ユーザや企業、雇用者と従業員といった立場から、どのようにしてプライバシーポリシーを構築していけばいいのか、という実用的なことについて、法律や技術、コンセンサスのとり方など、様々な側面から議論がなされた。

Asmita Shirali 及び Jennifer Gehriein は、「法律上の展望」として現状の問題点とそれに関するテクノロジーを概観した。ここでは、、米国におけるオンラインプライバシー問題が簡潔にまとめられているのでざっとみてみよう。プライバシーに関する規定については、

- •一般的なもの(連邦取引委員会、他の連邦法、州法、国際法、自主規制)
- •国際的なもの (EU/US Safe Harbor)
- •子供に関するもの(COPPA)
- •医療に関するもの (HIPAA)
- 商業に関するもの (GLB)

となっている。また、プライバシー問題に関連するテクノロジーに関しては、

- •HTTP クッキー
- •オンラインプロファイリング
- ・スパム
- •SSL
- P3P

といったものがある。このうちで、SSL、P3P は、プライバシー問題の解決策として期待されている。

さらに、最近のプライバシーに関する問題としては、

- •1998年8月、GeoCitiesがユーザの個人情報を収集して勝手に第三者に流していた。
- •1999 年 10 月、RealNetworks が個人情報をユーザに無断で収集していた。
- •Amazon が顧客情報を第三者に流さないという保証をやめてしまった。

その他、DoubleClick や Yahoo!、Toysmart などの件があげられていた。

その後、プライバシーポリシーの策定の具体的な仕方、プライバシー保護のための認証の方法 等が紹介され、議論された。

本カンファレンスを振り返ると、全般的に、オンラインプライバシーをどのように保護していくのか、そのために技術だけでなく、ネットワークの運用が全体としてどのように関わっていけばいいのかという視点から、実用的な側面を中心に議論が行われたように思われる。これには、プライバシー関連企業が多く協賛していたこととも関係していると思われるが、EU との関係をはじめ、解決を必要としている様々な問題にすでに直面しているのだという強い自覚を感じさせられた。

最後に、パネル及びワークショップのテーマを付しておく。

10/31: パネル:

A. 州政府及び連邦政府のプライバシー法(State and Federal Privacy Law)

司会: Joseph Dreitler, Jones, Day, Reavis & Pogue パネリスト:

Steve Emmert, Sr. Director, Govt. Affairs, LEXIS-NEXIS/Reed Elsevier

Bob Hamilton, Jones, Day Reavis & Pogue

Kirk Herath, Chief Privacy & Public Policy Officer, Nationwide

Peggy Irving, Privacy Advocate, I.R.S.

Kymberly Messersmith, Principal, KM Strategies

Rebecca Whitener, Exec. V.P., Fiderus

B. 顧客のプライバシーの保護(Protecting Customer Privacy): New Business & Consumer Tools 司会: Peter Reid, V.P. NCR?s Privacy Center of Expertise, NCR パネリスト:

Glee Harrah Cady, V.P. of Global Public Policy, Privada

Ruvan Cohen, President & COO, iPrivacy

Lorrie Cranor, Chair P3P Specification Working Group, AT&T

Fred Davis, President & CEO, Lumeria

Ron Perry, Co-founder, IDcide

Eddie Schwartz, Chief Information Security Officer, Nationwide

C. 消費者情報の利用(Use of Consumer Information)

司会: Marty Abrams, V.P. Information Policy & Privacy, Experian パネリスト:

Alden Schacher, Director of Privacy, Walt Disney Internet Group

Liesel Pollvogt, V.P. for Marketing, Abuzz

Jeff Harbison, Personalization Consortium

Kieran Clifford, CEO, WinWin Technologies

Jason Catlett, President, Junkbusters

Russ Austin, Arter & Hadden

D. プライバシーと公共記録(Privacy and Public Records)

司会: Fred Cate, Professor, Indiana University School of Law パネリスト:

Lisa Wu Fate, Assistant Attorney General, Ohio Attorney General

Greg Jackson, CIO, State of Ohio

Charlie Arp, Assistant State Archivist, Ohio Historical Society

Steve McDonald, Associate Legal Counsel, The Ohio State University

Ari Schwartz, Center for Democracy Technology

WORKSHOPS:

1. デジタル・ワークスペースにおける従業員のプライバシー(Employee Privacy in the Digital Workplace)

発表者:

Mark Pomeroy, Bricker & Eckler

Camille Hebert, Professor, The Ohio State University College of Law

David Gilmour, Founder, President & CEO, Tacit Knowledge Systems

Donald Harris, President, HR Privacy Solutions; co-chair HR Data Consortium

Lewis Maltby, President, National Workrights Institute

2. プライバシーと医療記録(Privacy and Medical Records): Complying with Federal Law 発表者:

Steve Adler, Privacy Principal, IBM

Kevin Lyles, Jones, Day, Reavis & Pogue

Dorothy Webman, President and CEO, Webman Associates

3. プライバシーの監査(Privacy Audits): A New Business Tool 発表者:

Vince Curtin, Program Analyst/Advisor, Office of the Privacy Advocate, IRS

Carol Glaser-Atkins, Privacy Manager, LEXIS-NEXIS

Bob Lewin, President & CEO, TRUSTe

Ruth Nelson, Director of the Privacy Practice, PricewaterhouseCoopers

4. セキュリティのための新しい技術とアプリケーション(New Technologies and Applications for Security)

発表者:

Eric Schmidt, Bricker & Eckler

Greg Pizutto, President, CIO.com

Graham Andrews, President & CEO, AbsoluteFuture.com

Eddie Schwartz, Chief Information Security Officer, Nationwide

5. クレジット・フィナンシャル情報とプライバシー(Credit and Financial Information and Privacy) 発表者:

Kymberly Messersmith, Principal, KM Strategies

Mary Jo Hudson, Arter & Hadden

Julie Johnson, Director of Information Policy and Privacy, Bank One

Patrick Sullivan, Sr. Manager, PricewaterhouseCoopers

11/1: HALF-DAY WORKSHOP

あなた方のプライバシーポリシーの作成と実装(Creating and Implementing Your Privacy Policy): 発表者:

Bob Hamilton, Jones, Day, Reavis & Pogue

Asmita Shirali, Jones, Day, Reavis & Pogue

Matt Lampe, Jones, Day, Reavis & Pogue

Jennifer Gehrlein, Jones, Day, Reavis & Pogue

Henry Alexander, TRUSTe

Eddie Schwartz, Chief Information Security Officer, Nationwide

Patrick Sullivan, Sr, Manager, PriceWaterhouseCoopers

(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 COE 研究員 永崎研宣)

CPSR(Computer Professionals for Social Responsibility) 大会参加報告 University of Pennsylvania Philadelphia, PA, USA

去る 10 月 14 日、15 日の 2 日間、米国フィラデルフィアにあるペンシルバニア大学にて、C PSR (Computer Professionals for social Responsibility) の定期大会が開催された。同大会での統一テーマと各セッション毎のテーマ、ならびにパネリストは以下の通り。

DRAWING THE BLINDS:RECONSTRUCTING PRIVACY IN THE INFORMATION AGE

(覗かれないようにブラインドを下ろす:情報化時代におけるプライバシーの再構築)

* 第1セッション

Technology: The Problem or Solution?

司会: Susan Evoy

パネリスト

- o Beth Givens (Privacy Clearinghouse)
- o David Banisar (Privacy International)
- o Ray Everett-Church (AllAdvantage, Inc)
- o Steven Lucas (Privaseek)
- o Austin Hill (ZeroKoweledge)
- * 第2セッション

The Technologies of Privacy: Protocols to Interface

司会: Susan Evoy

パネリスト

- o Nathaniel Borenstein (University of Michigan)
- o Peter Neumann (SRI International)
- o Ashok Khosla (Brightmail, Inc)
- o David Marvit (Disappearing, Inc)
- o Nick Nicholas (Alliance for the Preservation of Email eXchange)
- * 第3セッション

Is 1984 Really History?

司会: Susan Evoy

パネリスト

- o Simson Garfinkel (Author, Database Nation)
- o Paul Schwartz (Brooklyn Law School)
- o Andrew Shen (Electronic Privacy Information Center)

今回の大会では、このように3つのセッションが開かれたが、それぞれ独立した セッション というよりは、「ネットワーク上のプライバシーを保護するために、技術がどの程度有効であり 得るのか」という問題を共通して扱っているという点で、連続性、関連性のあるセッションであった。

全体として議論の焦点は、今年6月からテストランに入った P3P が、オンライン・ プライバシーを保護するという点でどの程度有効性があるのかということに集中した感が強かった (P3P がどのようなプロトコル・テクノロジーなのかについては後で説明する)。

今回の大会では Proceedings もなく、パネリストの報告も各10分程度のコメント という形で配布資料もなかったのだが、それぞれのセッションの中で、注目に値する報告や発言を中心に紹介しつつ、議論の全体像が見えるようにアレンジしながらレポートしてみたい。

まず第1セッションでは、カリフォルニアで消費者のプライバシー権を擁護することを目的として 1992 年に創設された PRC(Privacy Rights Clearinghouse)の所長である Beth Givens 女史から、「ネットワーク上のプライバシーを保護するに際して『技術に依存する』ことに対して懐疑的になる7つの理由」が問題提起された。その7つとは以下の通り。

1)プライバシーに対する消費者の混乱

Consumer Confusion to their privacy

2)法的保護が最小限度という状況下での個人データ収集の適法性問題

Legitimizing personal data collection in the environment of minimal legal protection

3)いわゆる「2次利用」の確定性問題

Certainty of "secondary use"

4)セキュリティ技術に対する誤った感覚とコントロールの幻想

False sense of security technology and illusion of control

5)FTC(Federal Trade Committee:連邦取引委員会)には監視機能が欠落

FTC lacks mission to be the watchdog 6)テクノロジーにはバイアスがかかっている

Biases are built into the technologies

7)「技術に過度に依存すること」は我々を基本的な人権であるプライバシー から遠ざけてしまう

Reliance on "technology fixes" takes us away from privacy as basic human right

Givens 女史は合衆国においてこのような状況を生み出した遠因として、1970 年以来の 30 数年にわたる法的なアプローチの「場当たり的でセクト的 patchwork andsectoral」な政策的まずさがあったことを指摘しつつ、以下の4つの解決策の方向性を提示した。

- 法律の中に公正な情報原則を編み込むこと
- Codify the Fair Information Principles into laws
- •企業が製品を企画・出荷する前に「プライバシー・インパクト・ アセスメント」を行うこと

Conduct "Privacy Impact Assessment" before designing and launching the product

- VSD(Value-Sensitive Design)を用いたテクノロジーを発展させること Develop technologies using "VSD"
- VSD についての詳細は Lucas D. Intorona, Helen Nissenbaum の 1998 年の 論文を参照と のこと。http://www.princeton.edu/~helen/eingine.html
- •初等教育から高等教育まで VSD のような価値体系を教育システムに 導入すること Introduce such VSD Values into education system (特に Critical thinking, analytic skills, media literacy)

この Givens 女史の提起は傾聴に値するが、特に「VSD-based Technology というも のは果たして可能か、可能であるとすればどの程度有効なのか」という点では具体性を欠き、その点では不満の残るものではあったが、この後の議論は、彼女の問題提起をベースに、それを敷延する形で展開していった。

次に注目したいのは、先述した P3P の開発に長年関わってきた Privaseek の CIO (情報統括 役員) の Steven Lucas 氏によるもの。

彼によると Platform for Privacy Preferences (P3P) とは、いくつかの一般企業(その中には Microsoft 社も含まれている)とインターネット技術の標準化推進団体 World Wide Web Consoritium (W3C) との協力で開発されたプロトコル・テクノロ ジーで、ユーザが提供しても かまわないと考えている以上の個人情報をサイト側が収集しようとしている場合、利用者に対し「危険赤信号」を発するというもの。

このような技術が求められてくるようになった背景として、Lucas 氏はほとんどの Web サイトが FTC が定めている FairInformation Practice Principle (公正な情報取り扱い原則) の 4 項目をいずれも満たしていないと指摘。FTC の調査によれば、下記のガイドラインを守っていたのは全インターネット企業の 20%にすぎないという。

- •告知 notice: どのような情報が収集され、どのように利用されるのかを はっきりと目立つ ように告知すること。
- •選択 choice: 自分の情報がトランザクションをこなす以外の目的で 利用されてもいいかど うか、消費者に選ばせること。
- •合理的なアクセス rational access: 消費者は自分に関して収集された 情報にアクセス権を

与えられるべきであり、間違いを訂正 したり、削除する権限を与えられるべきであること。

•十分で適度なセキュリティ adequate security: 不正にアクセスされたり 個人情報が盗まれることのないように企業は消費者情報の 適切な取り扱いを保証すること。

また最近の出来事として、メディアソフトウェアメーカーの RealNetwoks 社が、同 社音楽ソフト Real Jukebox を通じてユーザに無断でどんな音楽を聴いているのかという嗜好性に関する個人情報を収集していたことを認めた事件や、インターネット最大の広告サービス会社であるDoubleClick 社が、データ蓄積会社 Abacus Direct 社を買収した際に、Abacus alliance という Webサイトの会員加入受付けを開始し、この会員登録に登録された名前と、買収した Abacus 社の購買情報データとをマッチングさせて、それぞれの購買者に対し特定のダイレクトメール型のバナー広告を表示するという事件があったことを紹介。

こうした状況下で P3P 推進派の中には、ネット・コンシューマのプライバシーを保 護するうえで P3P は極めて有効なツールとなると期待を寄せ、P3P 用の専用ツールが登場すれば、消費者は Web サイトのプライバシーに関するあらゆる混乱と困難を切り抜けられるようになるだろう」という楽観論を展開する者まで出てきているという。

さらにこうした流れに乗じて、Microsoft 社は Windows の次期バージョンにプライバシー仕様の P3P テクノロジーを組み入れたオンライン・プライバシー保護ツール「Privacy Wizard」を開発・導入していくことを発表したことについても触れたが、こうしたツールが標準化されていくかどうかは疑わしいと Lucas 氏は述べた。

この P3P に対する疑念と異論の声は、フロアからの発言も含めて相次いだ。 例えば、以下のような発言がそれらを代表している。

「P3P は、インターネット上の『赤信号地帯』に指定されてしまったら自社にとってマイナスイメージだと考えるサイトになら、まだ何らかの意味もあるかもしれないが、むしろ他方で、P3P アプリケーションが青信号を出したサイトであれば安心、といった誤ったイメージをユーザに植え付けてしまうのではないか。」

「P3P はプライバシーを技術的に保護できる仕様であるかのようにもてはやされているが、 P3P があるのだから法律によるプライバシー保護は不要、といったような戦略に使われてしまっては危険。」

「もしオンライン電子メールを読もうとした時に警告が表示されたとしたらいったいユーザはどうするだろうか。消費者はプライバシー保護がされていないゾーンだからといって、 Hotmail に届いているメールをあきらめるだろうか?」

「P3P のような製品は、プライバシー保護を向上させるものではなく、むしろ名前やアドレスなどの情報と交換に、ネットを使う条件として取り引きしなくてはならない感じるような環境をつくりだしてしまうだけではないか。」

また CPSR の広報担当で図書館司書の Karen Coyle 女史は、「P3P の売りのひとつに、アクセスしたサイトが自分が与えてもよいと考えている以上の個人情報を引き出そうとしている場合に、赤信号を出すことで、ユーザにそれから先へ進むかどうかの選択権を与えている、というものが

あるが、これは幻想。むしろ P3P 技術は、規制の網目をぬって企業が個人情報を収集し続ける ための単なるカモフラージュになってしまうのではないか」という危惧を示していた。

企業の立場からの発言としては、カナダのモントリオールに本社を置く Zero-knowledg 社の社長、Austin Hill 氏のものが興味をひいた。

Zero-Knowledge 社では、インターネットブラウザを保護してオンライン中の利用者の行動の匿名性を保つことができるインターネットサービス「Freedom.net」を発表。料金は 1 アカウントにつき 10 ドルで、利用者はあらかじめ 5 つのアカウント分を支払う必要がある。このアカウントは 1 年間で使い切ることも、5 年間にわたって利用することも可能。これにより匿名アカウントにアクセスでき、個人の特定につながる情報を秘匿できるというシステム。

周知のように America Online (AOL) や Yahoo!などの各社は、令状があればユー ザーデータ を開示してきた経緯があり、また先にも触れた RealNetwork 社のように ユーザの音楽の好みや 電子メール送受信状況といった個人情報を集めている企業は米 国内では極めてその数は多い。

こうした状況は政治問題にも発展しており、EU では米国のプライバシー保護姿勢に不満を表明し、加盟国内で事業を展開する企業が個人情報を米国に流すことを禁じていく方針があることが紹介された。

Austin Hill 氏によれば、「21 世紀のプライバシーは,今世紀の公民権のようなものになるだろう。いかに自分の生活の全てをさらけ出さないようにするかということが,インターネットを利用するうえでの鍵となる」と延べ、Zero-Knowledge のシステムは,個人情報を開示しないということを最優先の課題としており、「当社ではユーザ情報を求められたら,堂々と『知識はゼロです(zero knowledge)』と言うことができる」と発言した。

すべてのセッションを通じて、司会の Susan Evoy 女史はある一定のコンセンサスが形成できたとし、「解決策はおそらく、テクノロジーと政策・法規制とのコンビネーションにあるでしょう。しかし、プライバシー保護政策を考えるにあたっては、過度に技術に偏重した方向では問題は決して解決しないのだ、ということを私たちは忘れてはならないでしょう。」とまとめた。この Evoy 氏のまとめにも表れているように、今回の定期大会では、テクノロジー優先のプライバシー保護政策に対する強い懸念と警戒が示されていたことがとても印象的であった。

CPSRのURLは以下の通り。

http://www.cpsr.org/

(京都大学文学研究科リサーチアソシエイト 板井孝一郎)